

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和3年1月7日18時30分）

第二分庁舎6階 災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから、第25回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。まず初めに本部長からお願いいたします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。本日、本県全域を対象とする緊急事態宣言が出されました。この間も新規感染者数は激増を続けておりまして、今日も679人、最多となってしまいました。今の状況では近々に即応病床を入院者が上回ってしまうという非常に危機的な状況であります。

一刻も早く感染拡大を食い止め、減少に転じさせる措置を講じなければなりません。そこで本日、緊急事態宣言下における、県の実施方針を決め、緊急事態措置に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございます。本日の議題は緊急事態宣言に伴う県の実施方針、この一点でございます。早速説明をさせていただきます。

お手元に資料1、資料2、資料3、と四角囲いのものがございます。先ほど政府の方で対策本部会議が終わったばかりで、国の最終的な対処方針、この確定版というのはまだ入手できておりません。ただいまの資料1、2、3は午前中に行われた諮問委員会に提出された案の段階でございますが、先ほど以来の報道の限り、この内容は大きく変わっていないと承知しておりますので、大変恐縮ではありますが、案という段階ではありますが、私の方から大まかな概要について、これを活用してご説明させていただきたいと思っております。

まず資料1の中でのポイントは1番、実施すべき期間が1月8日から2月7日までとされたこと。緊急事態措置を実施すべき区域が本県を含んだこと、一都三県であるということ。ここがポイントでございます。

次に資料2をご覧ください。基本的対処方針につきましては、昨年3月末のものを更新して積み増しておりますので、全体的には三十数ページございます。しかしながら今回の緊急事態宣言にあたりまして、変更箇所につきましてはただいまの1番に加えまして2番、緊急事態措置の具体的な内容ということで、①外出の自粛、②イベント等の開催制限、③施設の使用制限等、④、⑤、それから裏にいきまして3番、緊急事態宣言発出解除の考え方、これが修正されております。

表ページに戻っていただきますと、修正箇所がおおむね14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、この辺に集約されておりますので、後程、資料3に沿って説明させていただきます。

できます。なお、裏面 2 ページの緊急事態宣言発出解除の考え方、3 番でございますけれども、発出は本日されましたので、解除の考え方のカッコ書きのところをご確認いただきますと、2 行目のカッコ書き、特に緊急事態措置を実施すべき区域、これは本県のことでございますけれども、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているかなどを踏まえて、国の政府対策本部長が基本的対処方針の諮問委員会の意見を聞いた上で、判断をするということになっておりますので、本県の緊急事態宣言が解除される一つの条件として、ステージⅢ相当の対策が必要な地域になっていることが条件となっていることが伺えるところであります。

それでは資料 3、三十数ページのもの、14 ページをお開きください。(3) まん延防止と記載があるところであります。1) 外出の自粛について、緊急事態宣言が指定されました本県は特定都道府県という言い方をされます。特定都道府県は法 45 条 1 項に基づいて不要不急の外出について自粛の協力要請を行う。それから特に 20 時以降の不要不急の外出自粛について住民に徹底すると、この 3 行がキーポイントとなっております。次の 3 行につきましては、ただしこういったものは対象外ですよ、というものであります。また、1) の最後の 2 行につきましては感染リスクの高まる 5 つの場面、こういったものを活用して住民に周知を行うということが記載されております。

次に 2) イベント等についての開催制限ですけれども特定都道府県はその地域で開催されるイベントについて、主催者等に対して法第 45 条第 2 項等、これは法第 24 条第 9 項を含みますが、に基づき別途通知する目安を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとすると記載されております。

少し飛びまして、14 ページの下から 2 行目、3) 施設の使用制限でございますけれども 15 ページをご覧くださいまして、①ですが、特定都道府県は法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場、これを避ける観点から飲食店に対する営業時間の短縮、20 時までとする。ただし酒類の提供は 11 時から 19 時までとする。こういった要請を行う。これが今回の大きなポイントでございます。

次の段落、1 行目ですけれども、これらの要請に対し、正当な理由がないにも関わらず応じない場合は法第 45 条 3 項に基づく指示を行い、これらの要請・指示の公表を行うものとする。

それから次の段落になりますが、20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することや施設に人が集まり飲食につながることを防止する必要があることなどを踏まえ、飲食店以外の他の政令 11 条に規定する施設についても同様の働きかけを行うものです。

次の段落でございます。特定都道府県は感染の拡大につながる恐れのある一定の施設について別途通知する目安を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った施設の使用の働きかけを行うものとする。ということで、特措法の要請というよりも、どちらかというところと民意への働きかけ、お願いというニュアンスになっております。

15 ページの 4) 職場への出勤等についてですが、16 ページ行っていただきまして①政府

及び特定都道府県は事業者に対して、以下の取り組みを行うよう働きかけを行うものとする。これも働きかけでございます。

その内容でございますが1ポツ目、職場への出勤は外出自粛等への要請から除かれるものではあるが、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向けテレワークや、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること等々が働きかけの内容として記載されております。

少し飛びまして、16ページ、下から4行目5)学校等の取り扱いでございます。こちらは、主語が「文部科学省」となっておりますので、少し省略させていただきまして、17ページ5行目部活動・課外活動・学生寮における感染防止策、懇親会・飲み会など、これは大学をイメージしているかと思いますが、学生等への注意喚起の徹底を要請することになります。

その次に、大学入試共通テスト、高校入試等においては実施者において感染防止策、追検査等による受験期間へ万全を期して予定通り実施する。都道府県は、これは特定都道府県ではなく一般的な都道府県ですが、学校設置者に対して指導や情報共有を行うという記載がございます。これが今回の大きなポイントでございます。資料につきましては以上でございます。

これを踏まえまして、本県として神奈川県の実施方針を策定したいと考えております。これまで本部会議におきましては、神奈川県における対処方針というのを、ずっと更新をしてまいりました。

本日、資料として対処方針は付けてありませんが、県の対処方針の中で、緊急事態宣言が発令された場合には、別途実施方針を定めるという規定がございましたので、本日、緊急事態宣言が発令されたことから、改めて特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針、これを定めたいというものでございます。国の基本的対処方針に基本的にはならなかった形になっておりますので、全文を読み上げます。

令和3年1月7日、特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。措置を実施する期間、1月8日～2月7日、神奈川県全域を対象ということでございます。

3、実施する措置の内容であります。 (1) 県民の外出自粛、県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を、要請をいたします。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請をいたします。

次の丸ですが、県民に対し、感染リスクが高まる5つの場面、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る、というものでございます。

(2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等がありますが、アが営業時間短縮の要請であります。一丸目、食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カ

ラオケ店、これは後ろに表が1枚ございまして、別表の1に指定する施設でございます。後程、御覧いただきたいと思っております。以下「飲食店等」と述べさせていただきますが、それに対しまして、法第24条第9項に基づきまして、次のとおり要請をいたします。

2ページを御覧ください。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は、この要請の対象外でございます。

1月8日から1月11日までの間でありますけれども、横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業、酒類の提供は11時から19時まで、これを要請する。1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業、酒類の提供は11時から19時まで、これを要請するというものでございます。

なお、次の丸ですが、上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請など、必要な措置を行うことといたします。

次に、カタカナのイ、営業時間短縮の働きかけでありますけれども、施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある、別表2に定める施設につきましては、5時から20時までの時短営業、酒類の提供は11時から19時まで、の協力につきまして働きかけを行う。要請ではございません。働きかけを行ってまいります。

ウ、その他であります。感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、これ、まだ国の連絡がきておりませんが、国の事務連絡に沿った施設の使用の働きかけを行ってまいります。

また、上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請については、必要に応じて検討をしてまいります。

(3) イベントの開催制限であります。事業者に対しまして、法第24条第9項に基づいて、イベントの開催は、別表3をご覧くださいと、50%以内の収容率、人数上限5,000人、この両方を満たした上でどちらか小さい方を限度とするものですが、この基準に制限するよう、要請をいたします。

なお、この制限につきましては新規販売分に適用し、既存販売分には適用いたしません。あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について、こちらは働きかけを行ってまいります。

3ページ、(4) テレワークの徹底等であります。事業者に対しまして、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向けて、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行います。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行います。時差出勤、それから週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる5つの場面を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底、この働きかけを行ってまいります。

また、基本的な感染防止策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行ってまいり

ます。このような内容でございます。

(5) 大学や学校への要請であります。こちらは法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請をいたします。併せて、感染防止のための所要の措置を講じることを、要請いたします。特に、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を、要請いたします。

(6) その他でございますが、事業者に対し、20時以降のネオンの消灯、イルミネーションの早めの消灯、これを行うよう働きかけを行ってまいります。また、鉄道事業者に対しまして、終電時間の繰上げ、これの前倒しなどを、要望してまいります。

4番でございますが、これら緊急事態措置の実効性を確保するための対応であります。一丸目、県は、3の(2)のア、2ページの上でございます。この内容の要請に応じた事業者に対しましては、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給いたします。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携をして、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請してまいります。チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底してまいります。

4ページに移ります。県の機関の取組でございます。県は、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めてまいります。

県民利用施設につきましては、従前は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針というものがございまして、これに関わらず、原則休館することを基本としつつ、個別の施設の実情に応じて適切な対応を図ることと致します。その状況につきましては別途、県のホームページで広く周知して参ります。

その他でございますけれども、緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に務める。県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。緊急事態措置の実施については一都三県で連携する。こういった大きな実施方針を固めたい、と考えてございます。

以上、基本的には国の対処方針に倣いつつ、本県としてこれまで本部会議で議論をしてまいりました方針、それと整合性を図りながら実施方針を策定いたしましたのでご議論をいただければと存じます。ここまですみまして、構成員の皆様からご意見を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

(副本部長 (小板橋副知事))

最初に言葉の確認をしてもよろしいですか。国の方でも使い分けがあったようですが、今の実施方針のなかで「要請する」という言葉と「働きかける」という言葉遣いが使い分けられているようですが、その違いについてご説明していただけますか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

県の実施方針におきまして「要請」という言葉につきましては、特措法に基づく45条1項であるとか、24条9項であるとか、根拠条文のあるもの、それにつきましては「要請」という言葉を使いました。

また、特措法によらない、様々なお願いというのでしょうか、そういったものが国の対処方法に定められておりましたので、言葉遣いをしっかり切り分けるという意味で、法律に基づかない任意のお願いにつきましては「働きかけ」という言葉を使って、あえて明確に仕切りをさせて頂いております。以上でございます。

(副本部長 (武井副知事))

今のことでちょっと確認したいのですが、法律に基づく要請というのは、特に別表を見ますと、別表1で特措法24条9項に基づき時短要請をする施設として飲食店ですとか、バー、カラオケボックスが入っている。

その下に別表2として、特措法によらない営業時間短縮の働きかけを行う施設ということで、ここで「要請」と「働きかけ」という言葉の違いと同時に、別表1は法律の根拠として特措法24条9項がある、ということは明記されていますから、この意味するところは、特措法24条9項に基づく要請をして、もしそれに応じていなかった場合には45条第2項に移行して、45条2項の要請をして、あるいは指示をして、もしその指示に従わなければ、それらを公表する。要はその24条9項に基づいて要請をした施設については、それに応じなかった場合には、店舗名を公表する。罰則はまだ入らないですね、特措法の改正、将来的にその可能性があるわけでありましてけれども、別表1というのは店舗名の公表の対象になっていきますよと、従わない場合にはですね。

別表2の場合、そもそも特措法によらないので店舗名の公表がされない、予定されていない。端的に言うと、そういう違いという理解でよろしいでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。おっしゃるとおりでございます。副知事からご指摘のありましたとおり、5ページの別表1につきましては特措法24条9項に基づいておりますが、仮にそれに応じていただけない場合は次のステップの45条2項、3項に移る、店名公表がありうるという要請であります。

別表2につきましては特措法によらない働きかけでございますので、これに応じていただけないからといって、特措法を使って何らかのことをするということは、そもそも想定されていないということでございます。

ここは明確な違いとご理解いただければと思います。

(副本部長 (小坂橋副知事))

関連しての質問ですが、24条9項と45条のお話が出ています。で、施設の使用制限につい

で24条9項から始まるということですが、24条9項から始まって45条2項に移る、ここの違いをちょっとご説明いただけますか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、昨年春の緊急事態宣言が発せられたときに、24条9項による要請と45条2項の要請、さらには45条3項の指示、これに至る一連の手続について国の方から事務連絡が出ております。

段階論として、まずは24条9項によって一定の要請を幅広く行うというのを最初のステップとしてください。そのうえで要請に応じない事業者がいる場合には45条2項に移っていくわけですが、ここから先は行政手続法の世界になります。いわゆる45条2項の要請というのは行政指導という扱いになります。45条3項の指示は行政処分ということになります。

従いまして単純に24条9項で要請して応じないからといって、45条2項の要請に移行するにはまず、実地調査をしっかりとやってその店が要請に引き続き応じていただいていないという事実を確認し行政手続法にのっけるために、「いま、県の要請に応じていただけておりません。ついてはいついつまでに改善する要請に応じていただけない場合は45条2項による要請を行いますよ。」という事前の通知を行います。

さらに日数をおいて、それでも事前予告をしても応じていただけなかった場合に初めて45条2項による要請を行うこととなります。その際には「なぜうちが45条2項で要請を受けたのですか、別の店はやっているじゃないですか。」という指摘を受けないように、できる限り広く、できれば全数のお店を調査したうえで、しっかりあなたのところはやっていないという事実を確認して要請をする、というかなり丁寧な手続が必要となります。

それでも要請に応じていただけなかった場合、次は指示に至りますが、このまま要請に応じていただけないことを放置することによって感染拡大の恐れがあるということを専門家の意見を聞いたうえで、また、相手方から私はなぜ要請に応じないのかという弁明の機会を与えたうえで、そのうえで行政処分としての指示を行いません。

そうしたことから45条2項、3項につきましては要請したとき、指示をしたときに、遅滞なく店名を公表するという手続になっておりますので、今回は24条9項で別表1の飲食店等に対して要請を始めましたけれども、今後県としては市町村と連携をしながら、本文にもございましたけれども、実地調査し、時短の状況を確認し、必要があれば45条2項、3項といった行政手続の世界に突入していく適切な手続をとっていくという形、そういう流れになります。ちょっと長くなりましたが、説明は以上になります。

(教育部 (教育長))

今のお話でいくと、(5)で大学や学校への要請、そこに法第24条第9項に基づき、ということでもあります。そうすると先ほどおっしゃられていた45条との関係でいくと、前回は緊急事態宣言の中で、学校の施設の使用について制限という要請があった。これは法

45 条にいく可能性があったものですが、今回の場合はあくまでも所要の処置を講じるということで、協力の要請ということによろしいでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

お答えいたします。教育長からのご指摘の通り、今回、大学や学校への要請は、いわゆる制限の要請ではございません。従いまして、自ずと 45 条の手続きに入る余地がございますので、あくまでもこれは感染防止の徹底というのを要請しているということですから、今回の緊急事態宣言下におきましては、前回のような制限がないことから、先ほどご説明した手続きに進むことはあり得ないということでご理解いただければと存じます。

(教育部 (教育長))

わかりました。

(本部長 (知事))

5 番の県機関の取組のところで、県民利用施設については原則休館にすると。それを基本にしつつ、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図ると。非常に分かりにくい表現ですが、この意味を説明してください。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

今回、国の対処方針に置きましては、時短要請のサイドからアプローチをいたしますと、急所は飲食店であると。また、飲食、外食につながるような遊興施設、こういったものに対して働きかけということであります。基本の時短というのは 20 時までですので、まずは、県民利用施設についても 20 時というところに着目したアプローチの仕方が一つございます。一方で、本県は県民の皆様徹底した外出自粛をお願いしたい。また、20 時以降については特に不要不急の外出自粛をお願いしたい。ということで、これまで本部会議でも再三議論されたように、何よりも感染を避けるためには人と人との接触を避けることだということを経験すると、それを県民の皆様をお願いしている立場の県が、仮に施設が飲食店ではないにせよ、県民の皆様への外出を誘引する可能性がありますので、これにつきましては、1 都 3 県の共通の考え方として、基本的には原則休館にしたいということで、まず位置付けさせていただきました。

しかしながら、施設を個別に見ていきますと、一定の周知をしてすぐに休館ができる施設もあれば、劇場などのように、もう予約が入っているというものもございます。そうしたことから、個別の施設の事情というのを各局、一番よく分かっておりますので、これにつきましては個々の施設の実情に応じて適切な対応を図っていただくこととしたいと思っております。

しかしながら県民の皆様からすれば、A という県民利用施設がどういう対応をするのか、B という県民利用施設がどういう対応をするのか、なかなか分かりませんので、その状況に

つきましては、速やかに県のホームページで広く周知していきたいということでございますので、なかなか一律に論じられないということで、まずは基本の考え方を書かせていただいて、個別の対応について県民の皆様にはホームページでお知らせする。そういう実施方針を書かせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

(本部長 (知事))

例えば具体的に、K A A T (神奈川芸術劇場)とか県民ホールとかありますよね。そこでミュージカルとかお芝居とか、もうチケットは売られていると、そして今もうすでに上演されているといった場合、しかも夜の公演だと 20 時前に終わることはあまりないですよ。こういうのはどうなるのですか。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

仰せのとおり、県立の劇場でございますが、貸館事業と自主事業といったような、主催公演といったものがございます。民間の文化芸術活動に場を貸しておりますので、基本的な考え方としましては、既に予約されているものについてはできるけれども、20 時以降については、やめていただきたいということを、しっかり要請をして参りたいと考えております。以上です。

(本部長 (知事))

チケットがもう売られていても、20 時以降はやめてください、ということですね。そうすると主催者側や劇場側には大変な損害が生じると思いますが、そのあたりはどうしますか。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

こちらはお願いということで実施方針が出ておりますので、強制ということはなかなか難しいですが、現下の状況に鑑みてご理解を求めていくと、20 時以降の公演については、なんらかの対応を求めていくといった形になると理解しております。

(副本部長 (小板橋副知事))

確認なのですが、美術館とか博物館というのは県の施設で、県が一切の管理権を持っているということがあると思います。例えば今お話に出ている K A A T (神奈川芸術劇場)とか県民ホールというのは、建物は県のものかもしれないですけども、そこで実際に公演をする方というのは民間の方ですよ。ですから県立施設といえども、実際にそこで活動されているのは、民間の事業ベースの方ですので、今の県の実施方針で言えば、要請ではなくて働きかけをする範囲にあるかと思っておりますので、今局長がおっしゃられたように、働きかけはするけれども、実際にはそれぞれの事業者の事情がありますので、それを強制的にやめろという

ことは言えないので、後は事業者のご判断ということになるのではないのでしょうか。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

小板橋副知事が仰せになった通りでございます。県立の施設ではございますが、ここで言うならば別表の2の要請に該当するものと思っております。ただ、強制はできないということでございますが、県立の施設、例えばK A A T (神奈川芸術劇場)は、指定管理施設になっておりますので、指定管理者が主催する公演につきましては、これは県の責任において、20時以降は一切公演をしないような形をとってまいりたいと考えております。

(副本部長 (小板橋副知事))

一切という風に言えるのですかってことをはっきりさせておきたいのですが、確かに指定管理者としての財団があるのかもしれないですけど、そうは言ってもそこでやっている方も、仕事として演技をやっているのです、今回、国の方でも、仕事をやめるということを行っているわけではなくて、一定の経済活動にあまり影響を与えないという整理をしますので、そこはもうちょっと緩やかな部分なのではないのでしょうか。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

すいません、表現がはっきりしてなくて恐縮でございます。今小板橋副知事が仰せになった通りでございまして、働きかけを行っていく。といったことに留まるものでございます。あくまで民間の経済活動といった部分につきましては、働きかけで対応して参りたいと考えております。

(本部長 (知事))

場合によっては、20時を過ぎる公演も、やっていることもあるということですね。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

今の段階でまったくやらない、ということは言い切れないと思います。それぞれの公演によって事情が生じてくると思いますので、県民の皆様には恐縮ですが、休止・時間変更等がありえるので、ホームページで確認の上で、行っていただきたいという形で考えております。それぞれホームページで出していきたいと思っております。

(本部長 (知事))

あと県民利用施設でいうと、例えば、県立公園とかありますね。これはどうなのですか。使えるのですか、使えないのですか。

(県土整備部 (県土整備局長))

県土整備です。公園についてですけれど、1ページのところに、自宅・近隣における、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの、という記述がございまして、公園はこうした健康の維持のために必要な施設という風に考えております。

そういうことで引き続き、施設を開放してまいりたい、という風に思っております。ただ、公園の中で行う活動・イベント等がある場合、これについては、この内容について準拠していくということでございます。基本的には、公園は開いていきたい、という風に考えております。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほかにいかがでございましょうか。よろしければ、この神奈川県実施方針につきまして、案をとらせていただいて、本日付で、県の対策本部の決定事項ということで、今後これに基づく緊急事態措置を実施してまいりたいと考えておりますが、本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは緊急事態宣言下における、緊急事態措置につきまして、ただいま方針が決まりましたので、これに沿って進めてまいりたいと考えております。

また、ただいまの決定を持ちまして、実施方針の中にも記載がございましたが、24条9項に対する時短の要請にお応えいただいた事業者につきましては、協力金を支給する、という表現もございました。その協力金につきまして、産業労働局の方から1枚資料がありますので、ご説明いただきたいと存じます。

(産業労働部 (産業労働局長))

産業労働局です。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)の追加について(案)、という資料をご覧になっていただきたいと思います。この第4弾につきましては、12月18日から1月11日まで、22時の時短を要請したものに対して出しているものでございます。それについて今後1月8日から11日までの4日間は20時に前倒しをするということで、そこの前倒しをしていただいたところに追加で協力金をお出ししたい、という内容でございます。

まず一つ目の丸、概要のところのひとつ目、要請対象施設でございますけれども、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店等、ということで、※の一つ目にあるとおり、第4弾につきましては、酒類を提供する店舗に限る、という形で要請をしておりました。それからその下の※のおり、いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も

含むという形でございます。

追加時短要請が1月8日から11日まで4日間は、これまで22時と言っていたものを20時に前倒しをいたしますので、対象地域、横浜市・川崎市の飲食店に対しまして、2時間前倒しをお願いするということでございます。これでの影響店舗数は、従来の22時までの対象店舗数が、約13,600。これに20時までに時短要請を前倒しすることによりまして、最大約4,100増えてくるだろう、ということで、合計の対象、4日間での時短要請の対象店舗は、約17,700店舗になります。

所要額でございますけれども、これまで22時までの部分については、4万円の協力金をお支払いしておりました。ここに、今後は単価6万円ということですので、差額が2万円でございます。この1日2万円、これを4日間やっていただいたとして、1店舗あたり8万円。これを17,700店舗にかけますと、約14億円ということで、財源は国の臨時交付金を使いたいと考えております。

続きまして、そのページの下の部分でございますけれども、こちらの方は協力金の第5弾、1月12日からの分でございます。概要をご覧になっていただきまして、ひとつ目、要請対象施設の一行目は第4弾と同様でございます。営業許可を受けた飲食店・カラオケ店等、ただし、※の一つ目が違しまして、第4弾につきましては酒類を提供する店舗に限るとなっておりますけれども、第5弾については酒類の提供要件なし、すなわち、お酒を提供していなくてもここに入ってくるということになります。※の二つ目は同様に、バー・キャバレー等も含む。

時短の要請内容ですけれども、1月12日から2月7日までの27日間、20時までの時短要請で酒類の提供は19時まで。そして、対象となるのは特措法に基づく時短要請を受けている上記の要請対象施設だということでございます。要請対象地域としましては県全域になりますので、店舗数が大幅に増えまして33,294店舗ということになってまいります。

所要額でございますけれども、国から示されました1日6万円という単価を使いまして、6万円かける27日間で1店舗あたり162万円、これを店舗数にかけますと、総額としては約540億円となるということでございます。これにつきましても財源は国の臨時交付金を活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

今のご説明に対して何かございますか。よろしいですか。

それでは次に、先ほど実施方針の案が取れたということでもありますけれども、学校に対しても一定の要請をお願いしたところでございます。これを踏まえまして県教育委員会としての対応を教育長からお願いいたします。

(教育部 (教育長))

資料としては、「県教育委員会の基本的対応」というものです。1が公立学校における対

応ですが、ちょっとこの資料をご説明する前に、その下に参考ということで資料を付けておきます。これは私ども県教育委員会が把握をしました児童・生徒の感染者の状況でございます。

1が県立学校ですけれども、月別にこれをご覧いただきますと、12月が81と、その前多かったのが8月でございますが、現在こういう状況になっています。それから2が小学校・中学校、これの月別をご覧いただいても、11月、12月、特に12月非常に増えてきている状況です。ただ、これを感染者の割合というふうに見たとき、一番上の折れ線グラフが、いわゆる県内全体の感染者、これは人口で割らせていただいておりますが、それが0.234%、それに比べて県立学校、これは県内の県立学校、児童・生徒数で割っておりますが、0.136、それから中学校が0.107%、小学校が0.072%となっています。このように感染者の割合で示しています。

これは、文部科学省の方が全国ベースで公表しておりますが、私どもが市町村教育委員会等から報告を受けたものを含めて整理をした数字でございます。それから資料には書いてございませんが、文部科学省に報告するときに、感染経路別というのがございます。その感染経路別で、私どもの県内を見ると、家庭内が4割、いわゆる家庭内感染、それから不明、つまり感染経路が分からない、概ねですけれどもこれも4割。校内はだいたい1割という数字でございます。

こうした現状を押さえさせていただいたうえで、前の資料に戻りまして、公立学校における対応でございます。ただいま県の実施方針ということで、知事から、学校については感染防止のための所要の措置を講じることと、ということに対応しまして、この実施方針を基本として、感染防止対策、これを徹底しながら、学校運営は継続をするということです。ただし、感染が確認された場合は、必要な対応が終了するまで、これまでも、臨時休業ですとか、学級閉鎖等々の措置をとっておりますので、そこはしっかりと対応していきます。

併せまして、登校に不安を感じている児童生徒、この出欠席については、合理的な理由がある場合について、欠席扱いにしないという措置でやってきておりますので、そこは柔軟に対応していくと同時に、もし休むということであれば課題学習の提供ですとか、県立高校においてはオンライン、そういったことによって学びの保障にはしっかりと取り組んでいく。これが、県立学校についての基本的な考え方です。

高等学校、中等教育学校、これにつきましては学校再開後も今年度末まで、既に朝の時差通学、これを継続してきております。基本的に県立高校は全県一学区でございますし、公共交通機関利用の割合というのが高い。そういったことから、それぞれの地域の実情を踏まえて時差通学を実施してきました。

これについて、まずきっちりと徹底をしていきます。それから同時に宣言が出されると、通勤の方の流動が変わってくるというのがございました。これまでも、朝の時間帯で事業所が、大きな事業所があるところの高校については、その従業員のの方が何時に通勤するかによって混雑度合が変わってきます。ということで改めて、交通機関の混雑時間、

宣言下における混雑時間を確認したうえで学校長が登校時間を設定します。

それから併せまして、下校時の混雑回避を図るということを考えますと、授業については、通常は50分の6コマですけれども、今回、40分の6コマという形で、それを基本として実施をしたいと考えます。

もう一つは、今後感染状況によりまして、必要に応じて分散登校、それに移行できるように、分散登校の場合というのはカリキュラムをどうしても変更していかなければなりませんので、そこの検討を進めるということです。

それから特別支援学校、より配慮が必要ということもありまして、現在も今年度末まで時差通学と短縮授業、これを行っておりますがそれを徹底します。それから知的障害教育部門の高等部の生徒を中心に、公共交通機関で自力通学をしている生徒が多くおりますので、そこは高校と同じように混雑時間を確認したうえで学校長が登下校時間を改めて設定していく。これが基本でございます。

学習活動については、これはもう文部科学省からも様々な通知が出ておりますが、感染症防止対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高いという学習活動は行わないようにします。例として記載しております。

それから部活動につきまして、これは校内における活動を原則とします。平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限。通常ですと、100分から120分くらいですけれども、90分程度とし、かつ、感染リスクの高い活動、これについては中止をするということでございます。

それから大会等への参加ですが、これは原則不可。ただ、全国大会、関東大会について、今後開催の有無を確認しながら、別途、学校長は県教育委員会と協議します。そうした場合、参加の場合については部活動の練習についても、特例的な扱いも考える必要があるだろうと。それから全国大会、関東大会と書いてございますが、県大会については、現在高体連、高等学校体育連盟において中止の方向で検討をされております。ただご案内のとおり、全国大会につながるための予選を兼ねた県大会というのがあります。これについては、全国大会の実施状況等も踏まえながら、高体連と協議ということになるかと思っております。

それから、修学旅行については、延期または中止といたします。入学者選抜については、今、2月15日予定をしておりますけれども、感染防止対策を徹底して予定通り実施いたします。

これが県立学校に対する基本的な対応ですが、市町村立学校、こちらにつきまちは県立学校の対応を踏まえたうえで必要に応じて県教育委員会と協議をし、それぞれの地域における感染状況、それに応じた対応を取っていただくよう市町村教育委員会に要請したいと考えております。基本、小中学校につきまちは、これは市町村教育委員会の判断、こうした感染状況に、地域の感染状況に応じた対応ということで考えております。

それから、2番が社会教育施設でございますが、先ほどの実施方針の県機関の取組というものを踏まえてこちらになります。

社会教育施設、博物館・美術館・図書館等でございますが、図書館を除き、臨時休館とします。図書館につきましては、今、終業時間が県立図書館で19時、川崎図書館で19時半、西口にある県民センターの窓口が21時となっておりますが、20時以降の外出の自粛ということ踏まえまして、終業時間を19時に合わせた形で設定したいと考えております。なお、図書館は開館しますが、講座等のイベントについては、延期または中止という整理をしたいと考えております。

なお、下にアスタリスクが二つございますが、今回のこの対応、今後の本県の感染状況や国の動向、県の実施方針に基づきまして、変更することはございます。

この基本的な対応について、本日の本部会議の結果を受けて、本日付けで、県立学校、市町村教育委員会に通知を発出したいと考えております。以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。教育長からご報告いただきましたが、何かございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、私からも一点、実施方針の中で、県民の皆様への周知、事業者の皆様への周知ということで、まだ、色合いとデザインは作成途上でございますけれども、お手元にチラシを2種類作っております。

こういったもので今後様々活用しながら、県民の皆様への外出自粛の要請、それから時短を要請している飲食店等に対する要請に使っていきたいということで、準備をしているということを報告させていただきたいと存じます。

以上、実施方針関係で関係局等からご報告いただきましたが、何か構成員からございますか。

(本部長 (知事))

良いですか。ネットカフェというのは実施方針に何も書いてないですけども、これはどうしますか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

今回ネットカフェにつきましては、国の基本的な対処方針の中の制限施設として記載はございません。つまり国としてはネットカフェについては制限をかけない、ということでございます。

これは事情につきましては定かではございませんけれども、前回の緊急事態宣言の時に、いわゆるネットカフェ難民という方が発生して、本県でも、県立武道館で一か月近くにわたりまして、そういった方を受け入れたということもございます。そういった状況もあってか、

今回ネットカフェは時短の対象になってございません。

(本部長 (知事))

これは神奈川県の実施方針の中に特に書く必要はない、ということですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、特に制限をかけない施設については、書く必要は無いと考えております。

(副本部長 (武井副知事))

一点確認よろしいですか。実施方針の別表のところ、先程の話に戻りますけれども、別表1は特措法に基づいて時短要請をする飲食店ですよね。それで別表2は特措法によらない本当に純粋にお願いする店舗ということで、ここに明確な違いがあって、先程産業労働局長から別表1については協力金を支給するという話がありましたが、別表2に対しては、これは特措法によらない純粋なお願いでありますけれども、ここについて国からこれらの店舗に対する、協力金の支給等に対するスキームが示されているかどうか確認したいのですが。

(産業労働部 (産業労働局長))

別表2の施設につきましては、協力要請推進枠を活用できるということは示されておられません。以上です。

(副本部長 (武井副知事))

別表2は、飲食店と違って、店舗の公表に至るような強い要請ではないから、協力金は支給しない、という理解だと思うのですが、働きかけを行う、或いは県民に対して徹底した外出自粛の要請をすることによって、当然のごとく売り上げの減少というものがあろうかと思うのですが、これについて、今売り上げが減少した店舗に対して、財政的な支援の措置があると思うのですが、その現状を教えてください。

(産業労働部 (産業労働局長))

売上が減少した事業者さんについては、国の方で、持続化給付金や家賃支援の給付金の制度を用意しておりますけれども、1月15日で終了ということでございまして、基本的には制度のスキームとしては、基本的に減収分に対しては持続化給付金等々で対応する。

協力金というのは国税庁にも確認しておりますけれども、これは感謝の意を表す謝金であるということで、営業権を制約する、制限する要請に対して応えていただいたことに対する、感謝の意を表す謝金でありますので、少し性格が違う。営業権の制約に対して協力金を感謝の意を示して、答えてくれたことに対して払う。

一方で、減収分については、持続化給付金等々で対処をするというスキームになっておりますので、そういった別表2にあるような業種も影響を受けてくると思いますけれども、そういうものはスキームとしては、持続化給付金等々で本来は救われるべき施設であると考えております。

(副本部長 (武井副知事))

持続化給付金については、1月15日で打ち切りになっていきますので、今回、緊急事態宣言が発出されて、外出自粛の要請、あるいは、働きかけを行うことによって売り上げが減少する事業者もいますので、国に対して何らかの持続化給付金の追加や、家賃支援の給付金も国は用意しておりましたので、財政的な支援措置の追加について、改めて、県としてしっかり対応していく必要があると思いますので、今後、国への要望等について進めてよろしいか確認したい。

(本部長 (知事))

たしか、先日の1都3県の知事のネット会議で、その件、私の方から申し上げ、森田知事もお話されておりました。1都3県でまとめて出すのか、全国知事会でやっていくのか、そのあたりはあるかもしれませんが、知事会として、しっかり対応していきたい、国に対してしっかり要望していきたいと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

他いかがでしょうか。本日、本県の方で実施方針が決定したということを含めまして、本部長から県民の皆様、事業者の皆様にメッセージをいただきたいと存じます。本部長お願いいたします。

(本部長 (知事))

それでは、知事メッセージをお届けいたします。

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対して、本日、国は緊急事態宣言を発出いたしました。

これを受けて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請いたします。

県民の皆さんへ、特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛してください。強く要請いたします。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けることや、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。

事業者の皆さんへ、特措法第24条第9項に基づき、1月8日から1月11日までの間は、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店においては、営業時間を20時まで短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくよう要請いたします。

1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくよう要請いたします。

この要請にご対応いただいたお店には協力金を支給いたします。ご対応いただけない場合は、特措法第45条第2項に基づく要請等、必要な措置を行うこともあります。

このほか、特措法に基づく要請ではありませんが、遊興施設や運動・遊技施設など、飲食につながる可能性がある施設に対して、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までの短縮に、ご協力いただきますようお願いいたします。

イベントについては、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。この要請は、1月8日以降の新規販売分に適用いたします。

職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いいたします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけを行うようお願いいたします。

20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いいたします。

大学や生徒への、基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請いたします。特に、寮生活、クラブ・部活動など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請いたします。

こうした様々な要請やお願いを行うのも、皆さん自身や、ご家族、友人など、大切な方の命を守るためです。

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組むとともに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充します。

県民の皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り越えてまいりましょう。

私からは以上です。

(副本部長（くらし安全防災局長）)

ありがとうございました。これもちまして本日の本部会議を終了させていただきます。